

赤い羽根共同募金助成申請(公募)のご案内!!



令和9年度実施の福祉事業への助成金

敦賀市共同募金委員会では、身近な地域福祉活動への支援を行うため、敦賀市内の福祉団体やボランティア団体などが行う地域福祉を目的とした事業に対し、共同募金を財源とした助成を公募により行います。

助成対象は、令和9年度に実施する福祉事業で、限度額は1事業あたり10万円です。

福祉事業の実施を予定している福祉団体やボランティア団体等のみなさん、共同募金を有効に活用してみませんか。申請書類等については、敦賀市共同募金委員会事務局（敦賀市社会福祉協議会内）にありますので、記入方法なども含め、お気軽にお問い合わせください。

**募集
期間**

4月3日(金)~5月8日(金)

※ただし、第1・第3
土曜日は除く

受付時間 午前8時30分~午後5時30分

対象事業

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に実施し、完了する事業で、次の事業が対象となります。

- ・児童福祉の推進を図るための事業
- ・障がい者福祉の推進を図るための事業
- ・高齢者福祉の推進を図るための事業
- ・地域福祉の推進を図るための事業 など

たとえば

こんな事業に!



子育てについての講演会や研修会、交流事業などを開催したい。

障がいのある方に対する理解を深めてもらうための講演会や研修会、交流事業などを開催したい。

高齢者の介護や介護予防についての理解を深めてもらうための講演会や研修会、高齢者の生きがいづくりのための教室や講座などを開催したい。

地域福祉やボランティア活動に関する講演会や研修会、交流事業などを開催したい。

助成の決定

当委員会の助成審査委員会で審査し、運営委員会等の承認を受け決定されます。

対象団体

- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）
- ・申請時に1年以上の活動実績があり、構成人数10人以上の福祉団体やボランティア団体 など

助成金

1事業につき10万円を限度とします。
（総額100万円）
※ただし、募金実績や助成決定数等により限度額を引き下げることがあります。
※助成金は、令和9年度に助成されます。

対象とならない事業や経費

(対象とならない事業)

- ・国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- ・他の補助金との重複や公的補てんのある事業
- ・政治、宗教、組合等の活動の手段として行う事業
- ・営利を目的として行う事業
- ・会員等の互助などその対象または効果が限定され、一般に開放されていない事業 など

(対象とならない経費)

- ・備品や不動産の購入費
- ・家賃や光熱水費、人件費など団体運営にかかる経費
- ・寄付者の賛同を得がたい特定の飲食費、記念品等の購入費 など

お問い合わせは

敦賀市共同募金委員会

(敦賀市社会福祉協議会内)

電話 22-3133(代)